

平成30年度藤沢市内部統制に関する取組結果報告書
及び市職員の不祥事に係る経過について

1 平成30年度藤沢市内部統制に関する取組結果報告書（資料2参照）

（1）趣旨

本市では、業務に潜むリスク想定とその対処方針をあらかじめ定めておくことの必要性等に重点を置いた、内部統制の取組を推進してきました。

この報告書は、平成30年度に取り組んだ内部統制制度の推進に係る一連の取組結果を取りまとめたものです。

（2）内容

- ア 「藤沢市内部統制推進本部会議」等の開催
- イ 職場風土の改革
- ウ 不祥事の再発防止策に基づく取組
- エ 支払事務遅延等の再発防止策の策定・取組
- オ 研修の実施
- カ リスク事案・内部統制に関する情報共有
- キ モニタリングの実施
- ク 現状と課題及び今後の方向性

（3）令和元年度の状況

平成30年度に様々な取組を実施し、令和元年度においても「内部統制推進のための運用ガイドライン」を作成するなど、引き続いて内部統制の推進に取り組んでいますが、市民に影響を及ぼす事案等も発生しています。

事案の内容としては、個人情報取り扱いに関するルールを理解していながら決められた対応を怠ったもの、システム改修作業に伴う検証が不十分だったもの、リスクを正しく認識していなかったもの、データ入力に誤りがあった際のチェックが機能しなかったものなどです。

これらの事案は、再発防止策を講じ対応を図るとともに、同様な事案が繰り返さないよう、庁内において情報を共有し、各職員への周知徹底を図っています。

2 市職員の不祥事に係る経過

（1）生活援護課職員による生活保護費の不正支出及び私的流用について

ア 一時扶助費の不正支出及び私的流用

元職員による一時扶助費の不正支出及び私的流用5,105,800円については、平成28年7月22日に神奈川県警察本部に告訴状を提

出し受理されましたが、平成31年3月4日に横浜地方検察庁から、本被疑事件について、平成31年2月27日付けで不起訴処分とした旨の通知がありました。これを受け、不起訴処分の理由について同検察庁に照会したところ、平成31年3月11日にその理由は起訴猶予である旨の回答がありました。

なお、起訴猶予となった理由は明らかにされていません。

イ 施術費（鍼灸・按摩・マッサージ等）の不正支出

施術費（鍼灸・按摩・マッサージ等）の不正支出1,651,500円については、平成28年10月24日に藤沢警察署へ被害届（被疑者不詳）を提出しました。その後、藤沢警察署へ捜査の進捗状況の確認を行っています。現在も捜査中であり、捜査への影響があるため詳細については答えられないとのことです。今後、定期的に確認を続けます。

（2）学校給食課職員による給食費の不正支出及び私的流用について

ア 刑事告発の進捗状況

元職員による給食費の不正支出及び私的流用については、平成28年9月9日に神奈川県警察本部において横領の告発状が受理されました。本市としては、藤沢警察署へ捜査の進捗状況の確認を行っています。現在も捜査中であり、詳細については答えられないとのことです。今後、定期的に確認を続けます。

イ 元職員への求償訴訟

給食食材納入業者に生じた損害で本市が賠償した64,702,873円を求償する訴えを平成29年1月31日に横浜地方裁判所へ提起しました。平成29年3月22日に第1回口頭弁論、平成30年2月13日に証人尋問、平成30年4月18日に第2回口頭弁論、平成31年2月27日に本人尋問、令和元年5月17日に第3回口頭弁論、令和元年6月21日に第4回口頭弁論が開かれ弁論が終結しました。

その後、令和元年8月21日に元職員に対して55,008,350円の支払いを命ずる判決が出されました。

ウ 退職手当の返納請求訴訟

元職員に対して、平成30年1月31日に横浜地方裁判所へ既に支給した退職手当額25,043,700円全額の返納を求める訴えを提起しました。その後、平成30年5月30日に本市の請求が全て認められる判決が出されました。

なお、裁判の中で、元職員からの預かり金388,490円を退職手当の返納請求額と相殺することとなったため、確定した債権額は、24,655,210円となりました。

エ 今後の対応

「イ」の元職員への求償に係る訴訟の結果が確定した段階で、「ウ」の退職手当の返納請求と併せて法的措置を行います。

(3) 介護保険課における介護サービスに係る第三者行為求償事務の不適正な処理について

第三者行為求償事務の処理を放置してきた126件のうち、介護サービスの利用があり求償が必要と判断した件数が46件でした。

この46件については、神奈川県国民健康保険団体連合会の協力のもと、求償に向けた処理を進めてきました。

46件のうち、求償不能となっている8件（合計額2,620,953円）については、再度、加害者側の保険会社を訪問し、求償に応じていただけよう、依頼文とともに請求書を渡し、お願いしてまいりましたが、8件すべてについて時効を援用する旨の回答を文書でいただいています。

その他、国民健康保険団体連合会へ求償事務の委託を行い、13件は応償があり、現時点において本市に11,399,283円が納入されました。23件は相手方の無責等による非該当、残り2件は調査継続中となっています。

以 上

(総務部 行政総務課 職員課 内部統制推進室)
(福祉健康部 介護保険課 生活援護課)
(教育部 学校給食課)